



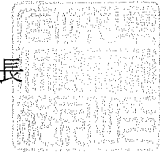
国 医 第 2 3 3 号

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

各都道府県

国民健康保険・後期高齢者医療主管部(局)長 殿

宮城県保健福祉部長



平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した国民健康
保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に係る一部負担金の免除
措置の継続について（依頼）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについては、「平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等に係る一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（平成 24 年 7 月 24 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課外事務連絡）及び「平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取り扱いについて」（平成 24 年 7 月 24 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課外事務連絡）により、平成 24 年 10 月 1 日以降の取り扱いが示されておりますが、本県の市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度におきましては、平成 25 年 3 月 31 日まで一部負担金の免除措置を継続することが予定されておりますので、御承知いただくとともに、貴管下の市町村及び関係団体等へ周知していただきますようお願いいたします。

また、有効期限が平成 24 年 10 月以降となっている新たな「一部負担金等免除証明書」については、現在、各保険者より、免除対象となる被保険者に対して、9 月下旬に送付するよう準備を行っておりますが、被保険者等から問合せ等があった場合は、各保険者あて連絡するよう御指導方よろしく申し上げます。

担当：国保医療課

TEL：022-211-2564・2565/FAX：022-211-2593

E-mail:kokuho@pref.miyagi.jp



健 第 9 4 6 号
平成 24 年 9 月 18 日

各都道府県

国民健康保険・後期高齢者医療主管部(局)長 様

岩手県保健福祉部長



平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災津波により被災した国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に係る一部負担金の免除措置の延長について（依頼）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについては、「平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等に係る一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（平成 24 年 7 月 24 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課外事務連絡）及び「平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 24 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課外事務連絡）により、平成 24 年 10 月 1 日以降の取扱いが示されておりますが、本県の市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度におきましては、平成 25 年 3 月 31 日まで一部負担金の免除措置を延長することが予定されておりますので、ご承知いただくとともに、貴管下の市町村及び関係団体等へ周知していただきますようお願いいたします。

また、有効期限が平成 24 年 10 月以降となっている新たな「一部負担金等免除証明書」については、現在、各保険者において、交付の準備を行っておりますが、被保険者等からの問い合わせがあった場合は、各保険者あて連絡するようご指導方よろしく申し上げます。

担当：健康国保課国保担当
TEL：019-629-5477・5479
FAX：019-629-5474
E-mail：AD0003@pref.iwate.jp